

# 岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 八 年 十 一 月 二 十 八 日

## 目 次

### 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表	(監 査 委 員)	一
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	五
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	二
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	三

## 監査委員告示

### 岐阜県監査委員告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十八年十月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年十一月二十八日

岐阜県監査委員	水 野 正 敏
岐阜県監査委員	小 原 尚
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日に当たるときは翌日)

平成二十八年十一月二十八日

第 1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	
知事直轄部	—	—	—	—	—	—
総務部	3	0	0	0	0	0
清流の国推進部	—	—	—	—	—	—
危機管理部	1	0	0	0	0	0
環境生活部	—	—	—	—	—	—
健康福祉部	—	—	—	—	—	—
商工労働部	2	0	1	0	1	0
農政部	3	2	1	4	3	1
林政部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	4	2	2	8	3	5
都市建設部	1	0	0	0	0	0
県事務所	1	1	0	1	1	0
教育委員会	37	6	7	17	8	9
警察本部	10	6	1	7	6	1
その他	1	0	0	0	0	0
合 計	63	17	12	38	21	17

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
  - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
  - ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁及び本部の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。  
「—」は、当月監査未実施を示す。

第 2 監査結果

監査の結果、24 機関において、21 件の指摘事項及び 17 件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 総務部 ( 3 機関 )

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
職員研修所	平成 28 年 10 月 28 日	歴史資料館	平成 28 年 10 月 28 日
東濃県税事務所	平成 28 年 10 月 24 日		

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 危機管理部 ( 1 機関 )

実施機関名	実施年月日
消防学校	平成 28 年 10 月 28 日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 商工労働部 ( 2 機関 )

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
計量検定所	平成 28 年 10 月 28 日	木工芸術スクール	平成 28 年 10 月 27 日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
木工芸術スクール	指導事項	入校試験料に係る収入部紙の取扱事務において、入学願書を受理した日付をもってその都度消印すべきところ、受理日ではない日付で後日まとめて消印していたので、今後は適正に処理されたい。

4 農政部 ( 3 機関 )

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃農林事務所	平成 28 年 10 月 25 日	下呂農林事務所	平成 28 年 10 月 20 日
飛騨農林事務所	平成 28 年 10 月 26 日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
西濃農林事務所	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、修繕料 39,776 円が支払われていたのに、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。
飛騨農林事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた 2 件の毀損事故について、修繕料 100,440 円が支払われていたのに、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。
	指摘事項	公務中の 3 件の交通事故について、修繕料 243,042 円が支払われていたのに、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。
飛騨農林事務所	指摘事項	公務中に車を損傷させた 1 件の毀損事故について、修繕料 28,490 円が支払われていたのに、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。

5 県土整備部 ( 4 機関 )

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
郡上土木事務所	平成 28 年 10 月 31 日	可茂土木事務所	平成 28 年 10 月 17 日
下呂土木事務所	平成 28 年 10 月 21 日	長良川上流河川開発工事事務所	平成 28 年 10 月 31 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

7 県事務所（1機関）

実施機関名	実施年月日
可茂県事務所	平成28年10月17日

【監査の結果】  
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
可茂県事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料164,158円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

8 教育委員会（37機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
博物館	平成28年10月20日	岐阜総合学園高等学校	平成28年10月28日
岐阜工業高等学校	平成28年10月28日	大垣東高等学校	平成28年10月25日
大垣商業高等学校	平成28年10月28日	大垣工業高等学校	平成28年10月28日
大垣桜高等学校	平成28年10月28日	郡上高等学校	平成28年10月28日
関有知高等学校	平成28年10月28日	関高等学校	平成28年10月28日
八百津高等学校	平成28年10月28日	東濃高等学校	平成28年10月28日
可児高等学校	平成28年10月28日	多治見高等学校	平成28年10月24日
多治見北高等学校	平成28年10月28日	瑞浪高等学校	平成28年10月28日
土岐紅陵高等学校	平成28年10月28日	土岐商業高等学校	平成28年10月24日
恵那農業高等学校	平成28年10月28日	坂下高等学校	平成28年10月28日
益田清風高等学校	平成28年10月21日	斐太高等学校	平成28年10月28日
飛騨高山高等学校	平成28年10月28日	吉城高等学校	平成28年10月28日
飛騨神岡高等学校	平成28年10月28日	華陽フロンティア高等学校	平成28年10月28日
東濃フロンティア高等学校	平成28年10月28日	郡上特別支援学校	平成28年10月28日
関特別支援学校	平成28年10月28日	中濃特別支援学校	平成28年10月28日
可茂特別支援学校	平成28年10月28日	東濃特別支援学校	平成28年10月28日

機 関 名	区 分	内 容
可茂土木事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指導事項	一般国道256号の崩落決壊防止工事において、平成28年3月7日の工事後、使用開始の公示を行っていなかつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として587,161円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	急傾斜地崩壊対策事業補助金の交付事務において、実績報告に基づく補助金の額の確定が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
下呂土木事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料104,684円（うち相手方負担分88,981円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指導事項	一般国道多治見八百津線の歩道新設工事において、平成27年11月2日の工事後、供用開始の公示を行っていなかつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として199,768円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項により時間外勤務手当が11,941円過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 週休日に勤務命令により勤務した4時間について、別の勤務日に4時間の勤務時間の割振り変更を行った。この場合は、週休日だった日及び勤務日だった日とともに勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、当該勤務日について週休日の支給割合を適用し時間外勤務手当を支給していた。 2 当該勤務日について、4時間を除く3時間45分については正規の勤務時間であるため時間外勤務手当の対象とはならないが、時間外勤務手当を支給していた。

9 都市建設部（1機関）

実施機関名	実施年月日
中濃建築事務所	平成28年10月17日

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかつた。

恵那特別支援学校	平成28年10月28日	下呂特別支援学校	平成28年10月28日
飛騨特別支援学校	平成28年10月28日	飛騨特別支援学校高山 日赤分校	平成28年10月28日
飛騨吉城特別支援学校	平成28年10月28日		

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
博物館	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として62,640円の費用負担が発生し、また、修繕料333,310円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件5,030円が過払となっていたため、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならぬが、それらを行うことなく特定個人情報を提供していたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたため、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜工業高等学校	指摘事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料90,504円が支払われていたため、職員の見直しについて一層の徹底を図らねばならない。また、当該事故について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していただかないこと、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたため、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	生徒用生物顕微鏡の購入に係る契約事務において、予定価格が160万円を超えているにもかかわらず、契約審査会及び競争入札を行うことなく電子調達による随意契約を行っていたため、今後は適正に処理されたい。
大垣商業高等学校	指摘事項	物品の管理事務において、ノート型パソコンなど10件(取得価格計1,048,114円)を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料57,672円が支払われていたため、職員の見直しについて一層の徹底を図らねばならない。
多治見高等学校	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報の取扱いは「特定個人情報取扱記録簿」の処理結果確認欄に記録し、個人情報管理者である所属長の承認を得
	指導事項	

土岐商業高等学校	指導事項	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたため、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。
益田清風高等学校	指導事項	行政財産の目的外使用に係る使用料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたため、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。 1 平成27年7月23日に体育館の使用を許可したものであるが、使用料を算定する際に、1月の日数を30日として日割計算するところ、31日として行ったため、288円過小となっていた。 2 平成28年2月2日に体育館の使用を許可したものであるが、使用料を算定する際に、1月の日数を30日として日割計算するところ、29日として行ったため、299円過大となっていた。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料95,472円が支払われていたため、職員の見直しについて一層の徹底を図らねばならない。また、当該事故について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していただかないこと、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、ポータブルビデオカメラなど2件(取得価格計327,450円)を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。

9 警察本部(10機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜南警察署	平成28年10月26日	岐阜羽島警察署	平成28年10月25日
養老警察署	平成28年10月28日	垂井警察署	平成28年10月28日
郡上警察署	平成28年10月31日	加茂警察署	平成28年10月28日

可児警察署	平成28年10月28日	中津川警察署	平成28年10月28日
下呂警察署	平成28年10月28日	高山警察署	平成28年10月27日

【監査の結果】  
次のおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜南警察署	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として837,763円の費用負担が発生し、また、修繕料39,420円（うち相手方負担分1,728円）が支払われていたため、職員が交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
岐阜羽島警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として798,445円の費用負担が発生していたため、職員が交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
垂井警察署	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として217,807円の費用負担が発生し、また、修繕料131,760円及び消耗品費6,538円（うち相手方負担分97,458円）が支払われていたため、職員が交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
加茂警察署	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料61,776円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
可児警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として243,935円の費用負担が発生し、また、修繕料145,978円（うち相手方負担分49,708円）が支払われていたため、職員が交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
中津川警察署	指摘事項	公務中の4件の交通事故について、損害賠償金として421,705円の費用負担が発生し、また、修繕料240,396円が支払われていたため、職員が交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
高山警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として143,640円の費用負担が発生していたため、職員が交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

10 その他（1機関）

実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会可茂地方事務局	平成28年10月17日

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月二十八日

岐阜県監査委員 水 野 正 敏  
 岐阜県監査委員 小 原 尚  
 岐阜県監査委員 山 本 泉  
 岐阜県監査委員 藤 良  
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

I 平成27年度及び平成28年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成27年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	99	99	-	0
指導事項	118	118	-	0
検討事項	10	9	0	1
計	227	226	0	1

2 平成28年度

(単位：件)

区分	監査結果 (平成28年10月末現在)	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	41	6	18	17
指導事項	62	15	19	28
検討事項	9	0	0	9
計	112	21	37	54

※「今回措置を講じたもの」については、平成28年11月4日まで告知事等関係機関から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に

対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成28年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
危機管理政策課	行政財産の目的外使用に係る管理費の収 入事務において、平成22年度から平成26年 度までの管理費の算定を誤ったことにより、 29,868円を過大に徴収していた。その結果、 過大徴収した管理費を返還する際に、利息9 0円を支出していたので、今後は適正に処理 されたい。	行政財産(岐阜県防災交流センター)の 目的外使用に係る使用料及び管理費の徴収 について、異なる算定方法を混同したこと が算定を誤った原因であったことから、そ の違いをペーシアルに整理し、関係職員で 共有した。 今後、管理費の算定の際は、複数の職員

機関名	監査結果	講じた措置
環境生活部	公務中の1件の交通事故について、修繕 料95,586円が支払われていたことで、職員の 交通事故防止について一層の徹底を図られ たい。	事故直後に、所属長から事故を起こした 職員に対し、運転に一層の注意を払い、よ り慎重な安全運転を励行するよう指導した。 また、全職員に対し安全運転の注意喚起 を行ったほか、交通安全推進員から全職員 に交通安全及び事故防止に関する周知及び 徹底を行った。 今後も定期的に交通安全推進員が注意喚 起をし、職員の交通事故防止を徹底する。

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜県建設課	公務中の1件の交通事故について、修繕 料15,930円が支払われていたことで、職員の 交通事故防止について一層の徹底を図られ たい。	事故を起こした職員に対し、改めて安全 運転を心掛けるよう指導するとともに、山 林等で細い道の走行が想定される業務につ いては、軽自動車の使用を推奨するなど、 公用車の使用方針の改善を呼びかけた。 また、職場研修において、より一層交通 事故防止に努めるよう全職員に周知徹底を 図った。

機関名	監査結果	講じた措置
健康課	公務中にノート型パソコンを損傷させた 1件の股損事故について、修繕料73,440円 が支払われていたことで、職員の股損事故防 止について一層の徹底を図られたい。 また、当該事故について、直ちにその事 実を報告書により、知事及び会計管理者に 報告していただいたので、速やかに措置す るとともに、今後は適正に処理されたい。	全職員に対して、股損事故の発生につい て周知するとともに、今後より一層適正な 備品の取り扱いを行うよう注意喚起した。 また、当該事故に関する事故報告につい ては、平成28年7月29日付け医整第334号に て、知事及び会計管理者に報告書を提出し た。 今後は、改めて適正な事務処理等につい

<p>希望が丘こども医療福祉センター</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p> <p>また、当該事故について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していかねばならぬので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該職員に対し、備品の取扱いについては一層の注意を払うよう指導した。</p> <p>また、全ての職員に対しても、県有物品の適正な使用、管理等について周知徹底を図った。</p> <p>なお、岐阜県会計規則第203条に基づき事故報告については、平成28年5月30日付チ希医第31号にて、知事及び会計管理者に報告を行った。</p> <p>今後は、会計例規を遵守するとともに、会計員や出納員等複数人によるチェックを行い、再発防止を図っていく。</p> <p>当該職員に対し、交通安全に対する意識を高め、交通事故の再発防止に努めるよう指導を行った。</p> <p>また、毎月行うセンター職員総会、管理会議及び連絡調整会議など機会あるごとに職員に対し交通安全を注意喚起し、職員の交通事故防止について一層の徹底を図っている。</p>
<p>農政部</p> <p>機関名 中濃農林事務所</p> <p>機関名 道路建設課</p> <p>機関名 農政課</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料28,211円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>当該職員に対し、交通安全に対する意識を高め、交通事故の再発防止に努めるよう指導を行った。</p> <p>また、毎月行うセンター職員総会、管理会議及び連絡調整会議など機会あるごとに職員に対し交通安全を注意喚起し、職員の交通事故防止について一層の徹底を図っている。</p>
<p>農政部</p> <p>機関名 中濃農林事務所</p> <p>機関名 道路建設課</p> <p>機関名 農政課</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として30,048円の費用負担が発生していたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>当該職員については個別指導し、今後は一層の注意喚起を促した。</p> <p>毎月の朝礼、所内課長及び係長会議並びに職場研修実施時に職員に対し交通安全と事故防止について周知徹底を図った。</p> <p>今後も、再掲げなどにより職員の交通安全意識を向上させ、再発防止に努める。</p> <p>県道路パトロール実施要領に基づき道路パトロール実施の際には、道路管理者としてより注意を払って確認を行うことを徹底するとともに、全職員を対象とした道路パトロールにおける着眼点等の職員研修を実施し、全職員のスキルアップを図った。</p> <p>今後も細心の注意を払った道路パトロールをはじめ、歩道点検、排水施設点検、浮石点検等を定期的に実施し、安全かつ適切な道路管理により事故防止に努める。</p>
<p>機関名 生活安全総務課</p> <p>機関名 会計課</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として、627,185円の費用負担が発生し、また、公用車が乗車（乗価額337,000円、うち相手方負担分83,700円）となっていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>電気料金の支出事務において、会計書類を一時的に紛失したことにより、債権者に對する1件22,475円の支払が4日遅延するとともに、延滞利息212円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。</p> <p>当該交通事故発生後、次席から事故概況を示した資料を全職員に配付するとともに、課例会において交通事故発生の経緯等について説明し、交通事故防止のための必要な指示を行った。また、交通事故当事者及び同乗者に対しては、緊要感を持って連絡するよう個別に指導したため、各係において事故防止研究会を実施させ、再発防止対策について検討し交通安全意識の高揚を図った。</p>

<p>左活環境課</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として1,312,962円の費用負担が発生し、また、修繕料99,025円(うち相手方負担分9,902円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>なお、他所属における公用車事故についても、その都度次席が課例会において発生状況を説明し、また、視覚教材を活用した教養などを実施して、交通事故防止を図っている。</p> <p>さらに、側乗者の役割を記載した交通安全用語を作成して公用車へ貼付し、交通事故防止に係る意識付けを徹底している。</p> <p>当該職員に対して、次席が事故原因や状況を聴取し、個別に交通事故防止に対する指導を行った。当該事故の発生を受けて、交通事故防止のための全体教養を実施し、当課で定めた「交通事故防止における基本的留意事項0項目」を再確認するとともに、「交通事故緊急事態宣言5項目」を全ての公用車に掲示するなど、交通安全の意識付けを図った。</p> <p>また、課例会において、次席が公用車事故の発生状況や事故事例を示し、側乗者の降車誘導、悪天候時の注意喚起など、具体的指示を行ったが、引き続き指導教養を実施し、交通事故防止の徹底に努めている。</p>
<p>捜査第二課</p>	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,196,104円の費用負担が発生し、また、修繕料687,916円(うち相手方負担分12,600円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>事故当事者となった職員に対しては、公用車運転時等の交通事故防止個別指導を実施したほか、課例会時、本件事故概要を全職員に説明して具体的な事故防止対策の徹底を図った。</p> <p>また、所属の交通安全管理者が受講した交通安全管理者講習の結果を資料としてとりまとめ、課例会時に配付して現在の交通情勢に応じた教養指導を行った。さらには、県下における警察公用車事故の個別概要について説明し、特に発進時の周囲不確認、降車誘導の不徹底といった不注意が事故発生の原因であることを理解させた。</p> <p>引き続き、朝会、例会等あらゆる機会を通じて、交通事故事例に基づき、車両使用時の安全確認の徹底、歩道横断の慢行、安全運転守則の順守等について指導を行い、交通事故防止の徹底に努める。</p>
<p>捜査第三課</p>	<p>公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として605,264円の費用負担が発生し、また、修繕料266,230円(うち相手方負担分23,511円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>事故当事者については、個別に監督者である捜査第三課長が厳しく指導した。</p> <p>また職員に対しては、交通指導課から講師を招いて、警察本部駐車場において、運転技術等に関する教養を実施した。</p> <p>毎月初めに実施する課例会において、公用車は税金により賅われた大切な物であることを認識させ、側乗者がいる場合の安全呼称や降車誘導等を指導しているほか、毎日の点検はもとより、洗車をするなど自用車以上の手入れをすることによる愛車精神の醸成に努めている。</p> <p>さらに、車両にドライブレコーダーを搭載し、事故防止に役立てている。</p>
<p>組織課(車対策課)</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として114,000円の費用負担が発生していたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>当該職員に対し、安全確認呼称の慢行等について指導を行い交通事故の絶無について誓約させるとともに、県に対する損害の発生について説明した。</p> <p>また、全職員に対しては、幹部会議や全体会議で交通事故事例を示して交通事故防止について指導した。</p> <p>今後も幹部会議や全体会議等機会があるごとに、継続的に注意を喚起し、職員の交通事故防止について一層の徹底を図る。</p>
<p>海防警察署</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として66,542円の費用負担が発生し、また、修繕料276,956円(うち相手方負担分110,782円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>当該職員に対して、次席が事故原因や状況を聴取し、個別に交通事故防止に対する指導を行った。</p> <p>また、全署員に対し、朝会や例会など機会あるごとに次席から道路状況に応じた安全な通行方法、過失割合10割の交通事故の総論、同乗者の責務、交通事故が及ぼす影響等交通事故防止に対する徹底を図った。さらに、若手警察官に対し、実車を使用した実践的な教養訓練を実施した。</p> <p>今後は朝会や例会において、指導教養を継続的に実施し、交通事故防止の徹底に努める。</p>
<p>関警警察署</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として28,744円の費用負担が発生し、また、修繕料44,280円(うち相手方負担分)</p>	<p>当該職員に対して、交通事故の状況や原因を聴取し、後方安全確認を徹底するよう個別指導した。全職員に対しては、朝会や</p>



<p>担当8,866円)が支払われていたため、職員 の交通事故防止について一層の徹底を図 らたい。</p>	<p>例会において、副署長及び警務課長が安全 確認や乗客の降車誘導について指示し、 公用車の事故防止と安全運転の徹底を図 った。 また、運転適性検査の実施による個々の 運転特性の把握及び職員のヒヤリ・ソフト 体験を基とした管内各交差点の周知により、 安全運転意識の向上を図った。 今後も引き続き朝会等の機会において、 安全確認のほか当日の天候や道路事情に即 した具体的な注意事項を指示し、交通事故 防止の徹底に努める。</p>
---	---

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

総務部	
<p>機関名 法務・情報公開 課</p> <p>監査結果 公務中にノート型パソコンを損傷させた 1件の毀損事故について、修繕料27,000円 が支払われていたため、職員の毀損事故防 止について一層の徹底を図らたい。</p>	<p>講じた措置 当該職員に対し、物品(備品)の取扱い には一層の注意を払うよう指導した。 また、所属内全職員に対し、物品(備品) は、岐阜県会計規則等に於いて適正に管理す るとともに、公金意識を持って細心の注意 を払って使用すべきものであることを改め て周知徹底した。 今後、具有物品(備品)の適正な使用・ 管理等を徹底する。</p>
健康福祉部	
<p>機関名 関係箇所</p> <p>監査結果 公務中にノート型パソコンを損傷させた 1件の毀損事故について、修繕料27,000円 が支払われていたため、職員の毀損事故防 止について一層の徹底を図らたい。</p>	<p>講じた措置 当該職員に対し、備品の取扱いについて 一層の注意を払うよう指導を行った。 また、全ての職員に対し、当該毀損事故 の発生状況を周知するとともにパソコンを はじめ備品等の取扱いについても慎重に取 り扱うよう周知徹底を図った。</p>
南工労働部	
<p>機関名 商業・金融課</p> <p>監査結果 公務中にノート型パソコンを損傷させた 1件の毀損事故について、修繕料27,000円 が支払われていたため、職員の毀損事故防 止について一層の徹底を図らたい。</p>	<p>講じた措置 監査終了後速やか所属職員に対してノ ート型パソコンの毀損事故発生状況の周知 を行うとともに、その他の電子機器等も含 めた具有備品等の取扱いを慎重に行うよう に注意喚起を行った。</p>

<p>企業務政課 航空宇宙産業課</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた 1件の毀損事故について、修繕料25,920円 が支払われていたため、職員の毀損事故防 止について一層の徹底を図らたい。</p>	<p>当該職員に対し、ノート型パソコンを含 む備品の取扱いについて、より慎重に、十 分注意を払うよう指導するとともに、所属 職員に対しても同様に注意喚起をし、税金 により整備した備品であることを改めて認 識し、使用するよう周知徹底した。 指導後、物品の登録状況について確認を 行い、指導された借入物品17件を含む27件 の登録を平成28年7月20日に行った。 また、物品登録対象(借受物品を含む。)の 備品や手続きの手順等について確認を行 い再発防止に努めた。</p>
--------------------------	---	--

農政部

農政部	
<p>機関名 農政課</p> <p>監査結果 公務中にノート型パソコンを損傷させた 2件の毀損事故について、修繕料4,000円 が支払われていたため、職員の毀損事故防 止について一層の徹底を図らたい。</p>	<p>講じた措置 ノート型パソコンを損傷させた職員に対 し、電子機器等の取扱いを慎重に行うよう 指導した。 また、所属職員に対しノート型パソコン をはじめとした具有物品の適正な使用・管 理等を周知徹底した。 間接補助方式をとる補助事業の完了の時 期は、間接補助事業が完了し、かつ、間接 補助金が交付された時点であることを所内 職員に徹底を図った。 また、補助金検査で使用する補助金確認 調書に間接補助金の支払目録を追加し、間 接補助金の交付状況を必ず確認することと した。 今後は、補助金交付手続に連携のないう う、複数人によるチェックを徹底するとと もに、補助金制度に対する理解を深め、適 正な事務処理に努める。 監査終了後直ちに、特定個人情報に係る 管理事務を再確認するとともに、所属長が 「特定個人情報取扱記録簿」記載事項を確 認し押印した。 今後は、個人情報管理者である所属長のち と、「個人情報適正な管理のための措置」に 関する要綱」及び「特定個人情報取扱事務に 係る台帳の整備について」に基づき、特定個 人情報を適正に取り扱うよう徹底した。</p>
<p>岐阜農林事務所</p>	<p>畜産施設事業補助金(使い畜産施設改修 支援事業)の交付事務において、交付すべ き補助金の額の確定には、間接補助事業が 完了し、かつ、間接補助事業に対して間接 補助金が全額交付されたことの確認が必要 であるが、補助事業者から提出のあった実 績報告書を受理し、現地確認等を行ってい たものの、間接補助金が全額交付される前 に補助金の額を確定していたため、今後は 適正に処理されたい。 特定個人情報に係る管理事務において、 特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後 は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、 個人情報管理者である所属長の承認及び確 認を得なければならないが、所属長以外の 者が行っていたため、今後は適正に処理さ れたい。</p>

<p>教育委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>文化財保護センター</td> </tr> <tr> <td>監視結果</td> <td>特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認及び確</td> </tr> <tr> <td>講じた措置</td> <td>「個人情報情報の適正な管理のための措置に関する要綱」に於いて、これまでに取り扱った特定個人情報については、所長が改めて「特定個人情報取扱記録簿」の確認を行っ</td> </tr> </table>	機関名	文化財保護センター	監視結果	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認及び確	講じた措置	「個人情報情報の適正な管理のための措置に関する要綱」に於いて、これまでに取り扱った特定個人情報については、所長が改めて「特定個人情報取扱記録簿」の確認を行っ	<p>郡上農林事務所</p> <p>不用品物の売却に係る収入事務において、売却後の測定手続が遅延していたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>公務中の1件の交通事故について、修繕料8,640円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>今後、不用品物の売却など収入の原因となる契約については、契約成立をもって速滞なく測定決議及び納入通知を行い、確実な債権管理を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>当該事故は、山林内を通る国道を制限速度で走行中、動物が飛び交ったため、直前に飛び出してきて衝突したものであるが、当該職員に対しては、細心の注意を払って運転するよう個別に指導し、一層の注意を促した。</p> <p>所内職員に対しては、職場研修において交通安全に対する意識を高められるよう、特に時間を設け、外部講師を招くなどして研修を実施した。</p> <p>また、毎週開催する課長会議及び毎月開催する課長・係長会議において、交通安全及び事故防止に努めるよう継続的に周知徹底を図ることとした。</p> <p>指導のあった所得税関係書類作成事務について、「特定個人情報取扱記録簿」及び「特定個人情報取扱記録簿」を作成した。</p> <p>個人情報情報の適正な管理のための措置に関する要綱、個人情報適正管理のポイント、各種通知により、特定個人情報に係る管理事務の手順を確認した。</p> <p>また、本件以外の特定個人情報に係る管理事務の点検等についても再度確認を行った。</p> <p>今後は、これらの要綱等を順守して適正に特定個人情報を取り扱うとともに、その取扱いについて定期的に課内で確認を行い、特定個人情報を取り扱う職員に対する指導を随時実施する。</p>
機関名	文化財保護センター						
監視結果	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認及び確						
講じた措置	「個人情報情報の適正な管理のための措置に関する要綱」に於いて、これまでに取り扱った特定個人情報については、所長が改めて「特定個人情報取扱記録簿」の確認を行っ						
<p>警察本部</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>厚生課</td> </tr> <tr> <td>監視結果</td> <td>特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならぬが、所属長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。</td> </tr> <tr> <td>講じた措置</td> <td>「特定個人情報取扱記録簿」に記載のあった特定個人情報の取扱いについて、事後ではあるが、個人情報管理者である所属長が確認するとともに、「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令」及び「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項」を基に、特定個人情報取扱事務における流れについて、再度確認を行った。 <p>事務取扱担当者が変わるなど新たに担当となる者に対し、個人情報管理担当者がその都度、指導及び教養を行うことにより特定個人情報の適正な取扱いを努める。</p> <p>特定個人情報の年1回以上の確認作業を行わなかったのは、個人番号確認資料を平成27年12月28日に収集したことから、「個人番号確認資料管理簿」で特定個人情報の管理状況を毎年1回以上確認すべきところ、それが行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>平成27年に受領した個人番号確認資料について、事務取扱担当者より確認を行い、平成27年末時点での処理結果に基づき継続</p> </td> </tr> </table>	機関名	厚生課	監視結果	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならぬが、所属長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。	講じた措置	「特定個人情報取扱記録簿」に記載のあった特定個人情報の取扱いについて、事後ではあるが、個人情報管理者である所属長が確認するとともに、「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令」及び「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項」を基に、特定個人情報取扱事務における流れについて、再度確認を行った。 <p>事務取扱担当者が変わるなど新たに担当となる者に対し、個人情報管理担当者がその都度、指導及び教養を行うことにより特定個人情報の適正な取扱いを努める。</p> <p>特定個人情報の年1回以上の確認作業を行わなかったのは、個人番号確認資料を平成27年12月28日に収集したことから、「個人番号確認資料管理簿」で特定個人情報の管理状況を毎年1回以上確認すべきところ、それが行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>平成27年に受領した個人番号確認資料について、事務取扱担当者より確認を行い、平成27年末時点での処理結果に基づき継続</p>	<p>多治見工業高等学校</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料1,840円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>今後、特定個人情報の取扱いについて一層の注意を払うよう指導した。また、職員会議において物品の適正な使用、管理について説明し、全職員の意識啓発を図った。</p> <p>今後も、定期的に物品の取扱いについて注意喚起を行い、事故の再発防止に努める。</p> <p>今後は、「特定個人情報取扱記録簿」の承認欄及び確認欄に所長及び担当者名を記入し、同要綱に従い適正に特定個人情報を管理する。</p>
機関名	厚生課						
監視結果	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならぬが、所属長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。						
講じた措置	「特定個人情報取扱記録簿」に記載のあった特定個人情報の取扱いについて、事後ではあるが、個人情報管理者である所属長が確認するとともに、「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令」及び「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項」を基に、特定個人情報取扱事務における流れについて、再度確認を行った。 <p>事務取扱担当者が変わるなど新たに担当となる者に対し、個人情報管理担当者がその都度、指導及び教養を行うことにより特定個人情報の適正な取扱いを努める。</p> <p>特定個人情報の年1回以上の確認作業を行わなかったのは、個人番号確認資料を平成27年12月28日に収集したことから、「個人番号確認資料管理簿」で特定個人情報の管理状況を毎年1回以上確認すべきところ、それが行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>平成27年に受領した個人番号確認資料について、事務取扱担当者より確認を行い、平成27年末時点での処理結果に基づき継続</p>						

		<p>すべきものについて平成28年の管理簿へ移動させた。</p> <p>3 今後も毎年1回以上の管理状況の確認等適正な事務を遺漏なく行うため、各機材については1年毎に作成、保存することとし、個人情報管理担当者や事務取扱担当者以外の者にも特定個人情報に係る管理事務について周知を図った。</p>
<p>刑事総務課</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として33,417円の費用負担が発生し、また、修繕費7,484円(うち相手方負担分3,742円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。</p>	<p>事故当事者となった職員に対しては、公用車運転時等の交通事故防止周知指導を実施したほか、朝会時には、本件事故概要を全職員に説明して具体的な再発事故防止対策の徹底を図った。</p> <p>また、職員による交通事故防止をテーマとした3分間スピーチを朝会時に継続実施して啓発を図った。</p> <p>今後も、朝会、例会等あらゆる機会を通じて、交通事故事例に基づき、車両使用時の安全確認の徹底、防犯運転の励行、安全運転守則の順守等について指導を行い、交通事故防止の徹底に努める。</p>
<p>捜査第三課</p>	<p>物品の管理事務において、ビデオカメラ1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努めらわたい。</p>	<p>紛失に至る経緯を確認するとともに、当事者については監督者である捜査第三課長が厳しく指導した。</p> <p>紛失に至った要因として、ビデオカメラが大切な備品であるとの認識に入ける部分が見えらおいたので、課例会において備品についての教養を実施した。</p> <p>また、ビデオカメラ等捜査活動用備品の活用等について検討会を実施し、今後はビデオカメラ等の設置場所を車内や建物内にするなど、保管管理についても、備品であることがひと目でわかるようタグを設置し、鍵のかかる倉庫に保管することとし、再発防止に努めている。</p>
<p>交通規制課</p>	<p>特定個人情報に係る管理事務において、「特定個人情報取扱記録簿」に記載がなく、個人情報管理担当者である所属長の確認を得ずして特定個人情報を提供していたので、今後</p>	<p>雇用保険被保険者資格喪失届にマイナンバーを記載してハローワークへ提出した事案については、事後ながら「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、当該届出書の控え</p>

  

<p>は適正に処理されたい。</p>	<p>特定個人情報に係る管理事務において、「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理担当者である所属長の確認を得なければならぬが、所属長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>とともに個人情報管理者である所属長の確認を得た。</p> <p>また、事務担当者に対し、岐阜県個人情報保護条例、岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令等の規定に基づき、個人情報取扱業務の重要性と事務手続について再教養を行った。</p> <p>今後は、マイナンバーを記載して提出する書面と「特定個人情報取扱記録簿」は一連のものとして、相互チェック機能を強化し、記録簿及び個人情報管理者の確認漏れが生じないようにする。</p> <p>個人情報管理担当者(副署長)が事務取扱担当者に対し、「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令」及び「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項」の内容に関する個別指導を実施した。</p> <p>今後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載例を添付し、特定個人情報を取り扱う場合は個人情報管理者(署長)の確認を受けることを徹底し、同訓令等の順守に努める。</p>
<p>関警察署</p>		

岐阜県監査委員告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月二十八日

岐阜県監査委員	水野正
岐阜県監査委員	小原尚
岐阜県監査委員	山本泉
岐阜県監査委員	藤 良
岐阜県監査委員	杉 祐
岐阜県監査委員	山 祐
岐阜県監査委員	子 寛

I 平成27年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成27年度行政監査（ナーブ監査）

(単位：件)

ナーブ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの	未措置
ナース生活の安全・安心に密接に関わる分野の検査等の実施状況について	A	B	C	A-B-C
	29	9	3	17

※平成28年11月1日に知事から通知があったもの

II 行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成27年度行政監査（ナーブ監査）

○ 県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の検査等の実施状況について

機関名	監査結果	講じた措置
子ども家庭課	(児童福祉施設の指導監査) 指導監査結果に対する回答書の中には、改善した結果が記載されているものもあれば、今後の改善予定の記載にとどまるものも見受けられた。指摘事項については、早期に、かつ、確実に改善されることが重要であり、再発防止策も含め、改善状況の確認のあり方について検討されたい。	確実に指摘事項が改善されたか、書類の提出等により再確認を行う。また、回答書には具体的に取り組んだ（取り組む予定の）改善内容と記載されたものを受理するよう、指導監査実施機関に対する監査説明会で徹底した。
指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査	(指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査) 指定自立支援医療機関に係る自己点検表については、極力、すべての機関からの徴取に努めるとともに、具体的かつ的確に自己点検ができるよう、点検項目の見直しを検討されたい。	期限までに自己点検表が提出されなかった医療機関に対し、文書及び電話による提出指導を行った。また、自己点検表について、育成医療に係る事務処理を具体的かつ的確に確認できるよう点検項目を見直した。
指定自立支援医療機関に対する指導・監査	県民に対する説明責任、事業者による自主的な取組みの促進の観点から、指定自立支援医療機関に対する指導・監査の実施状況及び結果の公表に努められた。	指定自立支援医療機関に対する指導・監査の実施状況及び結果について、県ホームページ上で公表した。

岐阜県監査委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年十一月二十八日

岐阜県監査委員	水野正敏
岐阜県監査委員	小原尚
岐阜県監査委員	山本泉
岐阜県監査委員	藤良
岐阜県監査委員	杉山祐子

1 平成27年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分	監査結果		今回措置を講じたもの*	未措置 A-B-C
	A	B		
指 導 事 項	出資・出捐団体	3	2	1
	補助金等交付団体 指 定 管 理 者	2	1	0
計		1	1	0
指 導 事 項	出資・出捐団体	6	4	1
	補助金等交付団体 指 定 管 理 者	5	5	0
計		6	4	0
検 討 事 項	出資・出捐団体	3	3	0
	補助金等交付団体 指 定 管 理 者	14	12	0
計		0	0	0
指 導 事 項	出資・出捐団体	0	0	0
	補助金等交付団体 指 定 管 理 者	0	0	0
計		0	0	0
所 管 機 関	出資・出捐団体	2	1	0
	補助金等交付団体 指 定 管 理 者	1	1	0
計		3	2	0
指 導 事 項	出資・出捐団体	2	1	1
	補助金等交付団体 指 定 管 理 者	6	4	0
計		3	3	0
検 討 事 項	出資・出捐団体	11	8	1
	補助金等交付団体 指 定 管 理 者	0	0	0
計		0	0	0
合 計		34	26	2

※平成28年11月1日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については次のとおり。

- ・指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：別添する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
公共交通課	明知鉄道株式会社	平成 26 年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 前回(平成22年度)指導したにもかかわらず、総勘定元帳の「貯蔵品」と貯蔵品在庫表の金額が一致していなかった。 2 貸借対照表の「固定資産」と固定資産台帳及び減価償却総括表の金額が一致していなかった。	明知鉄道株式会社から指摘事項について以下のとおり報告を受け、平成27年度決算において修正されていることを確認した。 1 貯蔵品の在庫を再確認した上で、貯蔵品在庫表と総勘定元帳を修正し、平成27年度決算において修正を行った。また、今後、半期に一度在庫確認を実施し、関係帳票等の管理を厳格にするとともに、現品確認者と決算処理担当者との複数職員において確認する体制とした。 2 固定資産台帳と減価償却総括表の確認を行い、平成27年度決算において修正した。また、財務システム等による台帳管理を徹底し、台帳管理者と決算処理担当者との複数職員により確認する体制とした。

(2) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
公共交通課	明知鉄道株式会社	明知鉄道株式会社の平成26年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は経理処理が適正に行われるよう、当該団体に対する指導の徹底を図られた。 1 前回(平成22年度)指導したにもかかわらず、総勘定元帳の「貯蔵品」と貯蔵品在庫表の金額が一致していなかった。 2 貸借対照表の「固定資産」と固定資産台帳及び減価償却総括表の金額が一致していなかった。	明知鉄道株式会社には不適正事項に対する是正措置及び改善策を講じるよう指示し、明知鉄道株式会社から以下のとおり報告を受け、現地確認の上、平成27年度決算において適正に修正されていることを確認した。 また、今後、当面は県において、半期ごとに経理処理の状況確認をすることとした(中間決算時 書面確認、決算時 現地確認)。 1 貯蔵品の在庫を再確認した上で、貯蔵品在庫表と総勘定元帳を修正し、平成27年度決算において修正を行

った。また、今後、半期に一度在庫確認を実施し、関係帳票等の管理を厳格にするとともに、現品確認者と決算処理担当者との複数職員において確認する体制とした。  
2 固定資産台帳と減価償却総括表の確認を行い、平成27年度決算において修正した。また、財務システム等による台帳管理を徹底し、台帳管理者と決算処理担当者との複数職員により確認する体制とした。